



「小型家電・充電式電池類」 10月から定期収集を開始

豊中市は、火災事故を未然に防ぐため、「小型家電製品・小型充電式電池を含む電池類」の分別区分を新たに設け、令和5年10月から、これまでの拠点回収に加え、2週間に1回の定期収集を開始します。

本市の処理施設（豊中伊丹スリーR・センター）では、近年、不燃ごみ等へ混入した小型家電製品および小型充電式電池を含む電池類を原因とする発火の検知件数が年々増加傾向にあり、最悪の場合は、処理施設や収集車両での火災事故につながることから、同収集事業を開始するものです。



処理施設で発火した充電式電池

定期収集開始の概要

1. 回収開始日 令和5年10月2日（月）
2. 回収日 「空き缶・危険ごみ」の日
3. 出し方 「小型家電製品・小型充電式電池を含む電池類」のみを市指定ごみ袋に入れて排出
4. 回収対象品 1辺30cm未満の小型家電製品および小型充電式電池を含む電池類

▼詳しくは市HPをご覧ください

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/gomi_risaikuru_bika/gomi_recycl_bika_t/kogatadennti.html

【報道機関からの問い合わせ先】

環境部 家庭ごみ事業課 担当：三島・北野

TEL：06-6843-3512

E-MAIL：kateigomi@city.toyonaka.osaka.jp